

ずっとも電気 重要事項説明書

■ご契約内容の確認

- ・本契約は、お客さまからのお申し込みを受け当社が承諾したときに成立し、解約されるまで継続します。
- ・契約いただく電気料金メニューや契約容量等（契約電流（A）、契約容量（kVA）、契約電力（kW））は、お客さまにお申し込みいただいた内容を適用させていただきます。
- ・ずっとも電気 1、ずっとも電気 2、ずっとも電気 3 には「ガス・電気セット割(定額 A)」、ずっとも電気 1S には「ガス・電気セット割（定率 A）」を適用いたします。
- ・電気料金メニュー適用期間は、以下の通りです。
ずっとも電気 1S・ずっとも電気 1・ずっとも電気 2・ずっとも電気 3…
原則として、需給開始日（料金適用開始の日）から、需給開始日（料金適用開始の日）以降に到来する 4 月の電気の計量日の前日（満了日）までとなります。満了に先立ち変更のお申し出がない場合、満了日の翌日からその後到来する 4 月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならいます。

■需給開始予定日

- ・需給開始日は、需給開始後に改めて書面にてお知らせいたします。なお、当社および他の小売電気事業者にお申し込みをせずに既に電気の仕様を開始している場合は、使用を開始した日にさかのぼって需給開始日とします。
※需給開始予定日はあくまで目安です。お申し込み時のお客さま情報に誤り等があった場合は所定の手続きの終了までに時間を要することがあります。その場合は、以下のとおり需給を開始できないことがあります。また、必要事項の確認がとれない場合には、需給を開始できないことがあります。
（参考）需給開始日は、原則として以下の通り決定します。
<他社からの電気の契約の切り替えの場合>（※）
※需給開始日は指定できません。
Lスマートメーターが設置されていない場合
お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して 8 営業日に 2 暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日
Lスマートメーターが設置されている場合
お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して 1 営業日に 2 暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日
<お引越し（転入）の場合>
原則としてお客さまが希望した日（ただし、ずっとも電気 1S をお申し込みの場合、2018 年 4 月 1 日以降の日付となります。）

■供給電圧および周波数

- ・当社は、送配電事業者に供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。
（供給電圧 100V/200V/100V および 200V）
- ・周波数は 50Hz とします。

■電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法

- ・当社は、送配電事業者が計量した電気ご使用量を計量日以降に受領し、その値をもとに電気料金を計算いたします。詳細は、当社ホームページをご確認ください。
- ・当社は、電気の需給開始日から最初の計量日までの日数、または解約前の計量日の翌日から解約日までの日数が 30 日を下回るときは、基本料金を日割計算して電気料金を請求します。

■電気料金のお支払い方法

- ・「ガス・電気セット割」を適用する場合：電気料金は、電気の計量日以降一定期間を経て到来するガスの検針日にお知らせするガス料金と合算して請求しますので、ガス料金と同じ方法でお支払いいただけます。詳細は、当社ホームページをご確認ください。
- ・「ガス・電気セット割」を適用しない場合：電気の計量日以降に、当社からお送りする「コンビ二専用払込票」等で毎月お支払いいただけます。

■「ガス・電気セット割」について

- ・以下の適用条件を満たすお客さまからお申し込みをいただき当社が承諾した場合には、「ガス・電気セット割」を適用いたします。対象のお客さまには、ご契約の電気料金メニューに応じて料金の割引や各種サービスが適用されます。
- ・ご契約の電気料金メニューによって、適用される割引が異なります。詳細は、当社ホームページをご確認ください。

【適用条件】

- ①当社の都市ガス（以下「ガス」といいます。）と電気のご使用場所が同じであること

②ガスと電気のご契約者が同じであること

③ガス料金と電気料金を合算してお支払いいただけること

※合算とは、料金を、クレジットカード払いの場合は同一のクレジットカードにて、口座振替払いの場合は同一の口座からの振替にて、払込みの場合は同一の払込書にて、合算して同時に支払うことをいいます。

※複数のガス契約を締結いただいている場合には、ガス契約のご使用場所ごとに「ガス・電気セット割」を適用させていただきます。詳細は当社ホームページをご確認ください。

※お客さまがガスと電気を同時にお申し込みいただき当社が承諾した時、お客さまが電気のご使用を開始してからガスのご使用を開始するまでの期間が 30 日未満の場合には「ガス・電気セット割」が適用されます。それ以降にガスのご使用を開始する場合は、その際に改めてお電話で「ガス・電気セット割」の適用をお申し込みください。

※ガスの契約を解約し、電気だけの契約となった場合には「ガス・電気セット割」の適用は廃止されます。その他、電気料金の支払い方法や一部のサービスのご利用条件に変更が生じます。詳細は、ガスの契約の解約前にご確認ください。

■お客さまからのお申し出による契約の変更・解約

・お客さまからのお申し出により契約の変更および解約を希望される場合は、以下の方法でご連絡下さい。なお、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量等を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約容量等を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。

└ 契約容量等の変更を希望される場合：

下記の東京ガスお客さまセンターまでご連絡下さい。

└ 電気料金メニューの変更を希望される場合：下記の東京ガスお客さまセンターまでご連絡下さい。また、一部のお手続きについては当社のホームページでもお手続き可能です。

└ 解約を希望される場合：

下記の東京ガスお客さまセンターまでご連絡ください。ただし、他の小売電気事業者への切り替えにもとづく当社との契約の解約の場合には、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。なお、切り替え先の契約内容によっては、当社へのご連絡が必要な場合がございます。

■その他需給に関わる費用

・需給開始等にともない工事費負担金が発生した場合は、送配電事業者が見積り算定した費用を、当社がお客さまに請求いたします。お支払い方法については別途当社からご案内いたします。その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金など送配電事業者から当社に請求される費用についても同様に、お客さまへ請求いたします。

■電気の需給に関するお客さまのご協力をお願い

・電気の需給にあたり、送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された内容を遵守していただきます。それにともない、当社もしくは送配電事業者からお客さまに以下に記載する事項へのご協力をお願いする場合があります。

①お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保

②電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に送配電事業者が実施する停電（お客さまの電気の使用の中止または制限）

③お客さまの承諾を得た上で、送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り

④お客さまの電気のご利用にともない他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設

⑤電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事をを行い、その工事が完成した場合にはその旨の通知

■当社からの契約の変更および解約

・当社は、送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、電気需給約款や電気料金メニュー定義書および付帯メニュー定義書を変更する場合があります。その場合には、あらかじめ当社ホームページに一定期間掲載することでお知らせいたします。

・お客さまと当社とのこれまでの契約状況により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約することがあります。

・その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の電気需給約款に違反した場合には、当社から本契約を解約することがあります。また、お客さまが移転し電気を使用されていないことが明らかかな場合等には、当社は本契約を終了することがあります。

■オプションサービスの適用

・当社は、お客さまに対し、当社または当社が委託するサービス提供会社によるオプションサービスを提供することがあります。オプションサービスを利用される場合には、別途定める規約に従っていただきます。各オプションサービスの規約および内容（適用条件、適用期間等）は、当社ホームページ等にてご確認ください。なお、当社ホームページ上で事前にお知らせすることにより、お客さまの承諾なく各オプションサービスの内容の変更やサービス自体を終了することがあります。

■【当社の電気をご契約のお客さまに付帯するサービス】電気トラブルサポートサービスについて

- ・本サービスは、当社の電気メニュー（ずっとも電気1S,ずっとも電気1、ずっとも電気2、ずっとも電気3）を適用しているお客さまがご利用いただけます。
- ・電気トラブルサポートとは、「停電対応」「分電盤やブレーカーの不具合」「照明器具の不点灯・チラつき」「スイッチやコンセントの作動不良」などのトラブルが起きた場合、専門スタッフがお伺いし、不具合箇所およびトラブル原因の調査と、応急対応を行うサービスです。
- ・本サービスは当社が提供し、当社が委託する事業者が出張いたします。
- ・一時対応における出張費、60分以内の作業費が無料となります。
 - ※部品費、特殊作業代などの別料金が発生する場合があります。また、設備取替等を含む二次対応の費用については、お客さまのご負担となります。
- ・当社ホームページ上において事前にお知らせすることにより、お客さまの承諾なく本サービスの内容を変更し、または本サービス自体を終了することがあります。
- ・本サービスの規約および詳細については、当社ホームページをご確認ください。

■【家庭用かつ「ガス・電気セット割（定額A）」を適用のお客さまに付帯するサービス】生活まわり駆けつけサービスについて

- ・本サービスは、「ガス・電気セット割（定額A）」（ずっとも電気1、ずっとも電気2）を適用し、ガス・電気の供給を受けている家庭用のお客さまがご利用いただけます。
- ・生活まわり駆けつけサービスとは、ご家庭で、水まわり・玄関鍵・窓ガラスのトラブルが起きた場合、専用ナビダイヤルで24時間365日専門スタッフが受付するサービスです。
- ・一次対応における出張費・30分以内の作業費（作業員1名）が無料となります。
 - ※部品費、特殊作業代などの別途料金が発生する場合があります。また、設備取替などの二次対応の費用については、全てお客さまのご負担となります。
- ・当社ホームページ上において事前にお知らせすることにより、お客さまの承諾なく本サービスの内容を変更し、または無料期間もしくは本サービス自体を終了することがあります。なお、自動的に有償契約に移行することはありません。
- ・本サービスの規約および詳細については、当社ホームページをご確認ください。

■お引越しの場合にご注意いただきたい点について

- ・お申し込み内容の確認のため、当社からお電話させていただくことがあります。
- ・特に、以下の場合には、ご希望の使用開始日までに手続きが進められません。当社からお申し込み内容の確認をさせていただいた場合にはご協力をお願いいたします。
 - ↳新築の場合や同居所で複数の電気メーターがある場合等、お客さまの電気メーターを特定できない場合
 - ↳ご使用場所の契約容量等を特定できない場合
- ・使用場所にスマートメーターが設置されている場合等には、上記の確認ができずに手続きが進められないと、使用開始日当日に電気が使えないことがあります。その場合には、電気メーターの計器番号をご確認いただき、再度当社窓口へご連絡ください。お電話にて必要事項を確認のうえ通電手続きを行います。なお、通電手続き完了までお時間を要しますので予めご了承ください。

■その他

- ・現在ご契約中の小売電気事業者（以下「現電力会社」）から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、現電力会社との契約の解約にともなう不利益事項が発生する場合があります。現電力会社との契約内容をご確認ください。
- ・現在の電力会社との契約で、既に免税、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けられており、引き続き適用を希望される方については、当社窓口までお問い合わせください。
- ・お客さまには、自己または自己の役員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。
- ・本画面記載事項の詳細については、電気需給約款、電気料金表、「myTOKYOGAS 利用規約」または「myTOKYOGAS ビジネス会員規約」、「パッチョポイントサービス利用規約」、「ガス機器トラブルサポート ご利用条件について」、「生活まわり駆けつけサービス（水まわり・玄関鍵・窓ガラス）〈無償版〉利用規約」および「電気トラブルサポート利用規約」に記載いたします。また、ご契約内容によって提供されるサービスは異なります。当社ホームページをご確認ください。

●小売電気事業者

東京ガス株式会社（東京都港区海岸 1-5-20）

●登録番号

A0064

●問い合わせ先

東京ガスお客さまセンター

0570-002239（ナビダイヤル）

I P 電話等ナビダイヤルをご利用になれない場合 03-6735-8787

【受付時間】月～土 9:00～19:00 日・祝 9:00～17:00